

2022年6月2日 制定

諮問委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電力データ管理協会（以下「本協会」という。）定款第8章（委員会）に基づき本協会に設置する「諮問委員会」について、必要な事項を定める。

(諮問事項)

第2条 諮問委員会は、本協会の事業に係る次の各号について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

- (1) 事業スキーム及び事業運営、残存リスク
- (2) 個データ（個人情報を含む）の取扱い
- (3) ユーザーインターフェイス
- (4) 電気使用者等と本協会との契約等に係る事項
- (5) データ利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
- (6) その他理事会から諮問のあった事項

(組織)

第3条 諮問委員会は、15名以内をもって構成するものとする。

- 2 諮問委員会の委員には、個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに関し識見を有する者を含めるものとし、本協会の代表理事が選任する。なお、必要に応じ、委員とは別にオブザーバーを招聘することができる。
- 3 委員の任期は、委嘱承諾後の翌事業年度末日までとする。ただし、増員又は補欠として委嘱された委員の任期は、在任の委員の任期の満了すべき時までとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員長は会議を主宰する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、少なくとも1事業年度に1回以上開催するものとし、代表理事が招集する。

- 2 委員会は、委員長が適当と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。
- 3 委員は、自己の都合により委員会に出席できない場合、書面により意見・提言を提出することができるものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 配布資料は、原則として公開する。
- (2) 原則として会議終了後2週間以内に議事概要を作成し、公開する。
- (3) 個別の事情に応じ、委員長が必要と判断した場合は、会議内容又は資料を非公開とすることができる。

(委員謝金)

第7条 委員への謝金は、1回の出席ごとに、理事会が定める基準に基づき支払う。

(所管)

第8条 この規程の所管は理事会とし、前各条で定める事項のほか、諮問委員会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附則

この規程は、2022年6月2日から施行する。